

役員及び評議委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大宙(以下「この法人」という)の定款第8条の規定に基づき、役員及び評議委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員 報酬・賞与
- (2) 非常勤役員
 - ① 非常勤役員（理事長）報酬・賞与・退職手当
 - ② 非常勤役員 報酬・退職手当
- (3) 評議委員 報酬

2. 役員が退職にあつては、当該役員が任期に達したとき退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は 2500 万円以内とし、別表1のとおりとする。理事長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員等に配分するものとする。

2. 非常勤役員に対する退職手当は、別表第2「非常勤役員退職手当」の定める算

式により算出されるものとする。

(報酬の支払いの日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月 25 日に支払うものとし、非常勤役員及び評議委員に対しては、理事会への出席等、必要のつど定額を支払うものとする。

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前って支払うこととする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日（定時評議員会の開催日）から施行する。

別表 1

役員等報酬表

・常勤役員	2,300万円までの範囲内		
・非常勤役員			
①非常勤役員(理事長)	150万円までの範囲内		
②非常勤役員	理事会等への出席	報酬日額	10,000円
・評議員	評議委員会への出席	報酬日額	10,000円

別表 2

非常勤役員退職手当

非常勤役員

①非常勤役員(理事長)	報酬月額*在職年数
②非常勤役員	報酬日額*在職年数